

○戸田市町会防犯灯補助金交付要綱

平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日

市長決裁

改正 令和 3 年 1 0 月 7 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民で構成されている町会及び自治会（以下単に「町会」という。）が行う防犯灯の設置及び修繕に対し戸田市町会防犯灯補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって夜間における犯罪の未然防止を図るとともに市民の安全を確保することを目的とする。

2 補助金の交付手続き等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成 2 1 年規則第 6 号）に定めるもののほか、この要綱に定める。

(補助対象)

第 2 条 補助の対象は、戸田市防犯灯設置基準（平成 2 0 年 1 0 月 1 日市長決裁）第 4 条の設置灯具を用い防犯を目的として町会が私道に設置し、維持管理を行うもので電気受給契約を町会が行う防犯灯（以下「町会防犯灯」という。）とする。

2 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する電気料については、毎年 4 月 3 0 日現在設置されている町会防犯灯に係る町会が支出する定額制の電気料であることとする。

(補助額)

第 3 条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で市長が定める。

- (1) 独立式(新規に独立柱施設の設置を伴う方式をいう。)の町会防犯灯 設置に要した費用の 3 分の 2 の額とし、1 基につき 7 0, 0 0 0 円を限度とする。
- (2) 共架式(既設の電柱等共架施設に照明器具を設置する方式をいう。)の町会防犯灯 設置に要した費用の 3 分の 2 の額とし、1 基につき 2 5, 0 0 0 円を限度とする。
- (3) 町会防犯灯修繕 修繕に要した費用(蛍光灯その他照明の交換に要する費用を除く。)の 3 分の 2 の額とし、1 基につき 1 0, 0 0 0 円を限度とする。
- (4) 町会防犯灯電気料 4 月分の電気料に 1 2 を乗じて得た額の 3 分の 2 の額とし、1 基につき 2, 0 0 0 円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(添付書類)

第4条 戸田市補助金等交付規則第8条第1項第6号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置・修繕箇所位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 設置承諾書（第1号様式）の写し
- (4) 写真
- (5) 電気料支出を明らかにする領収書等

(機能保持の義務)

第5条 補助金の交付を受けた町会は、当該防犯灯の正常な機能保持に努めなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月7日）

この要綱は、令和3年10月7日から施行する。